

## 公衆衛生局へ

福祉事務所における一か月の研修を終えて、昭和53(1978)年7月に公衆衛生局に異動となった。公衆衛生局の業務は様々な変遷を経て、その太宗は現在厚生労働省の健康・生活衛生局に引き継がれているが、私は最初の一年は結核成人病課で、後半の一年はそれに加えて保健情報課で、企画法令の担当としての仕事にあたった。

結核成人病課の業務はその名のとおり、結核対策と成人病対策が中心であったが、疾病予防という点では同じもののそれぞれ独立した施策であった。

かつては国民病としておそれられた結核であるが、昭和52(1977)年には死亡順位が十一位となつてはじめて十大死因から姿を消していた。ただ、結核死亡者はなお8,000人を数え、保健所への新規登録患者は8万人ほど、登録患者は56万人でそのうち半数以上が活動性の患者(いずれも昭和53年)ということで、まだまだ公衆衛生にとって重要な施策分野であり、結核予防法に基づいて、健診、BCG接種、患者管理、公費負担医療と一連の施策が講じられていた。

一方で脳卒中、がん、心臓病に代表される成人病は、死因の上位を占めていて昭和三十年代から対策の重要性がうたわれてきたが、特別の法律は制定されておらず予算に基づいて施策が講じられていた。施策も栄養(食生活)や運動による予防も意識はされていたものの、健診による早期発見・早期治療(二次予防)に主眼が置かれていた。成人病は、20世紀末には生活習慣病として捉え直されて、生活習慣の改善による一次予防に重点を置いた施策が強化されることになり、今日ではがん対策基本法、循環器病対策基本法(健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法)などの法律も制定されている。

なお、成人病対策と深い関連があるが、国民健康づくり運動がスタートしたのも昭和53年であった。適正な栄養、運動、休養を日常生活の中に取り入れて自らの手で健康の保持・増進を図ろうとするこの運動は、その後健康増進法も制定され、健康日本21へと引き継がれている。(当時各都道府県で健康ウォークが催されて、厚生大臣のメッセージを伝えた後に、参加者と一緒に神戸・六甲山の麓や鹿児島・城山を歩いたことも懐かしい思い出である。)

二年目に兼務となった保健情報課は名称からは業務が明らかでないと思うが、急性伝染病に関する施策を中心に担当していた。法律としては、伝染病予防法、予防接種法、検疫法などがあつた。伝染病予防法は明治30(1897)年に制定されたカタカナの法律で、今日から思うと国民の権利への配慮に乏しく社会防衛を旨とした衛生警察的な色彩の強い法律だった(現在は、感染者に対する差別・偏見の歴史も教訓として平成10(1998)年に制定された感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)などに基づいて、人権にも配慮して感染症対策が進められるようになっていく)。当時を振り返ると、時にコレラの発生などがあつたり、ラッサ熱などの国際保健対策が問題となることはあつたが、痘瘡(天然痘)も根絶されて、公衆衛生行政にとって急性伝染病対策の比重はあまり高くなかったように思う。今世紀に入って国際的にいくつかの新興感染症の発生があつたが、2020年からのCOVID-19の流行が世界をゆるがす大きな問題となり、我が国においても感染症対策の重要性が改めて認識されたことは記憶に新しい。

なお、公衆衛生局への異動にあたっては、特命事項が一つ与えられた。それは各種公費負担医療の在り方についての検討であったが、これについては稿を改めたい。

薄井 康紀 (うすい・やすのり)

特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会理事長

昭和51(1976)年に旧厚生省入省、厚生労働省政策統括官(社会保障担当)、社会保険庁総務部長・日本年金機構設立準備事務局局長を経て、平成22(2010)年1月の日本年金機構設立に当たり同機構副理事長、平成27(2015)年12月に同機構を退任。令和5(2023)年より現職。

